

○職員の任用に関する規則

昭和三十三年七月一日人事委員会規則第四号

改正

昭和三十三年 八月 八日人事委員会規則第七号  
昭和三十三年一〇月 三日人事委員会規則第八号  
昭和三十三年一一月 四日人事委員会規則第九号  
昭和三十三年一二月一二日人事委員会規則第一〇号  
昭和三四年 二月 三日人事委員会規則第一号  
昭和三四年 四月一四日人事委員会規則第二号  
昭和三四年 五月一五日人事委員会規則第三号  
昭和三四年 六月三〇日人事委員会規則第四号  
昭和三四年 六月三〇日人事委員会規則第五号  
昭和三四年一二月 四日人事委員会規則第一三号  
昭和三五年 三月 一日人事委員会規則第二号  
昭和三五年 三月一五日人事委員会規則第五号  
昭和三五年 九月 一日人事委員会規則第一六号  
昭和三七年 八月 一日人事委員会規則第五号  
昭和三八年 四月 一日人事委員会規則第一三号  
昭和三九年 一月一〇日人事委員会規則第二号  
昭和四〇年 四月 一日人事委員会規則第一一号  
昭和四〇年 七月一六日人事委員会規則第二八号  
昭和四二年 七月三一日人事委員会規則第一七号  
昭和四二年一一月一六日人事委員会規則第三〇号  
昭和四四年 八月 一日人事委員会規則第一七号  
昭和四五年 四月一一日人事委員会規則第三号  
昭和四六年一一月 一日人事委員会規則第三〇号  
昭和四八年一一月二四日人事委員会規則第二五号  
昭和四八年一一月三〇日人事委員会規則第三一号  
昭和四八年一二月 一日人事委員会規則第三三号  
昭和五〇年 四月 四日人事委員会規則第五号

昭和五〇年 六月二〇日人事委員会規則第一〇号  
昭和五一年 六月二九日人事委員会規則第一五号  
昭和五二年 四月 一日人事委員会規則第一〇号  
昭和五三年 四月 一日人事委員会規則第一二号  
昭和五四年 四月一七日人事委員会規則第七号  
昭和五七年一〇月一九日人事委員会規則第一三号  
昭和六〇年一二月 六日人事委員会規則第二〇号  
昭和六〇年一二月二三日人事委員会規則第二三号  
昭和六一年 七月二九日人事委員会規則第一三号  
昭和六三年 四月 一日人事委員会規則第一七号  
昭和六三年一一月二〇日人事委員会規則第三五号  
平成 元年 四月 一日人事委員会規則第一五号  
平成 元年 九月二二日人事委員会規則第二九号  
平成 二年 二月 一日人事委員会規則第一号  
平成 二年 三月三一日人事委員会規則第一四号  
平成 三年 四月 一日人事委員会規則第一六号  
平成 三年一二月二四日人事委員会規則第二四号  
平成 四年 四月 一日人事委員会規則第九号  
平成 五年 四月 一日人事委員会規則第六号  
平成 六年 三月二九日人事委員会規則第五号  
平成 六年 四月 一日人事委員会規則第一〇号  
平成 七年 三月一〇日人事委員会規則第一三号  
平成 八年 四月 一日人事委員会規則第五号  
平成 九年 四月 一日人事委員会規則第六号  
平成一〇年 四月 一日人事委員会規則第一〇号  
平成一一年 四月 一日人事委員会規則第一四号  
平成一一年一二月二二日人事委員会規則第三五号  
平成一二年 三月三一日人事委員会規則第九号  
平成一三年 七月二七日人事委員会規則第二八号  
平成一四年 四月 一日人事委員会規則第一三号

平成一八年 三月 七日人事委員会規則第六号  
平成一八年 三月三〇日人事委員会規則第一七号  
平成一九年 三月 六日人事委員会規則第二号  
平成二〇年 二月二六日人事委員会規則第四号  
平成二三年 三月三一日人事委員会規則第六号  
平成二六年一二月一九日人事委員会規則第二一号  
平成二八年 三月三一日人事委員会規則第一八号  
令和 元年一二月二七日人事委員会規則第七号  
令和 五年 三月三一日人事委員会規則第三号

職員の任用に関する規則

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条及び第十七条から第二十二条の三まで並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第七条の規定により、職員の任用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

**第二条** この規則は、県職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「職員」という。）に適用する。

2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の適用を受ける職員については、第四条の二第一項及び第二項、第五条から第十四条まで並びに第二十二条から第三十七条までの規定は、これを適用しない。

3 教育公務員特例法の適用を受ける職員のうち公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師については、第十五条の規定は、これを適用しない。

## 第三条 削除

(用語の定義)

**第四条** この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 採用 現に職員（臨時的に任用された職員を除く。以下本条及び第五章において同じ。）でない者を職員の職（以下「職」という。）に任命することをいう。

- 二 昇任 現に任用されている職員を当該職員の有する職より上位の職に任命することをいう。
  - 三 降任 現に任用されている職員を当該職員の有する職より下位の職に任命することをいう。
  - 四 転任 現に任用されている職員を昇任及び降任以外の方法で他の職に任命することをいう。
- (任命の方法等)

**第四条の二 職員** (法第二十二条の二第一項に規定する職員 (以下「会計年度任用職員」という。) を除く。) の採用及び昇任は、第十条の規定による場合を除き、競争試験 (以下「試験」という。) によるものとする。

- 2 会計年度任用職員の採用は、選考によるものとする。
- 3 法第二十一条の四第一項に規定する人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 行政職給料表二級以上の職又はこれに相当すると人事委員会が認める職
  - 二 公安職給料表二級以上の職
  - 三 単純な労務に雇用される職員の職
- 4 職員を試験又は選考の職種を異にする職へ転任させる場合は、任命権者は、当該職員が任命しようとする職の職務を遂行しうる能力を有することを確認しなければならない。
- 5 前項の能力を有することを確認するための方法等は、人事委員会が別に定めるものとする。

## **第二章 試験**

(試験の区分)

**第五条** 試験は、次のとおりとし、原則として年一回行うものとする。

職員採用上級試験

職員採用中級試験

職員採用初級試験

資格免許職員採用試験

市町村立学校事務職員採用中級試験

市町村立学校事務職員採用初級試験

警察官採用試験

警部昇任試験

警部補昇任試験

巡査部長昇任試験

(試験の方法等)

**第六条** 採用試験の方法、採用試験の受験資格、採用試験の公告その他採用試験について必要な事項は、職員の採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）の定めるところによる。

2 昇任試験について必要な事項は、人事委員会が別に定めるものとする。

**第七条** 削除

**第八条** 削除

**第九条** 削除

### **第三章 選考**

(選考により行うことができる採用又は昇任)

**第十条** 次の各号に掲げる職への採用又は昇任は、選考によることができる。

一 別表に掲げる職への採用又は昇任

二 行政職給料表二級以上の職又はこれに相当すると人事委員会が認める職への採用又は昇任

三 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもつて補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認めるものへの採用又は昇任

三の二 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもつて補充しようとする職（警察官以外の職員の職にあつては、その者が任用されている職又は任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるものに限る。）への採用

四 かつて職員であつた者をもつて補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるものへの採用

四の二 地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年千葉県条例第四十号）第十条第一項の規定により任期を定めて採用される者をもつて補充しようとする職への採用

五から七まで 削除

八 公安職給料表七級以上の職への昇任

九 警察官として相当の期間勤務し、勤務成績が特に優秀で実務能力に優れた者又は警察官として長期間勤務し、勤務成績が優秀で実務に関する専門的知識若しくは技能を有する者をもつて補充しようとする警部、警部補又は巡査部長の職への昇任

十及び十一 削除

十二 前各号に規定するもののほか、人事委員会が試験によることが不適当であると認める職及び試験によつても充分な競争者が得られないと認める職への採用又は昇任

2 職員が職務遂行のため死亡し、若しくは著しい障害の状態になつた場合又は離職若しくは死亡に際し在職中勤務成績が特に優れていると認められる場合は、選考により上位の職へ昇任させることができる。

3 前各項に定めるもののほか、職員が職務遂行上特に顕著な功労があつたと認められる場合又は職員の士気の高揚に特に顕著な功労があつたと認められる場合は、選考により上位の職へ昇任させることができる。

(選考の方法)

**第十一條** 選考は、第四条の二第二項及び前条に規定する職について、選考される者の職務遂行の能力の有無を選考の基準に基いて判定するものとし、必要に応じ、筆記考査、経験評定その他の方法を用いることができる。

(選考の基準)

**第十二条** 選考の基準は、経歴、学歴、勤務成績又は知識、技能若しくは資格、免許等について、人事委員会が別に定める。

(選考の実施)

**第十三条** 選考は、任命権者の請求に基づき、採用し、又は昇任させようとする者について、その都度行うものとする。

(選考結果の通知)

**第十四条** 人事委員会は、選考を行つたときは、その結果を速やかに任命権者に通知するものとする。

#### 第四章 条件付採用

(条件付採用期間の延長)

**第十五条** 条件付採用期間の開始後六月間において、実際に勤務した日数が九十日に満たない職員については、その日数が九十日に達するまで、条件付採用期間を延長するものとする。

2 巡査として採用された職員であつて初任教養期間中のものにあつては、その初任教養期間中は、条件付採用とする。

3 前二項に定めるもののほか、任命権者が特に必要があると認めた場合は、人事委員会の承認を得て、一年に至るまで、その期間を延長することができる。

(会計年度任用職員の条件付採用期間の延長)

**第十五条の二** 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、「一年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

(条件付採用期間の継続)

**第十六条** 条件付採用期間中の職員を転任又は降任した場合は、その条件付採用期間は、継続するものとする。

## 第五章 臨時的任用

(臨時的任用を行うことができる場合)

**第十七条** 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ人事委員会の承認を得て、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合において、第一号又は第二号の規定により臨時的任用を行おうとするときは、その承認があつたものとみなす。

- 一 採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- 二 臨時的任用を行う日から一年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
- 三 当該職に対する任用候補者名簿（第二十二条に規定する任用候補者名簿をいう。）の提示の請求に対し、人事委員会から、第三十三条に規定する場合に該当し、かつ、他に適当な任用候補者がない旨の通知を受けた場合

(臨時的任用の期間の更新)

**第十八条** 任命権者は、前条の規定による臨時的任用の更新については、人事委員会の承認があつたものとみなして、六月を超えない期間で行うことができる。

(臨時的任用の手続)

**第十九条** 任命権者は、第十七条前段の規定による人事委員会の承認を得ようとするときは、任用しようとする職ごとに、人事委員会に承認の申請をしなければならない。

## 第二十条 削除

(臨時的任用の取消)

**第二十一条** 人事委員会は、任命権者が法又はこの規則に適合しない臨時的任用を行つたときは、その任命権者に適切な是正措置をとるべきことを勧告し、任命権者がその勧告に応じないときは、当該臨時的任用を取消すことができる。

## 第六章 任用候補者名簿

(任用候補者名簿の種類)

**第二十二条** 任用候補者名簿（以下「名簿」という。）は、採用試験の結果に基づいて作成される採用候補者名簿及び昇任試験の結果に基づいて作成される昇任候補者名簿の二種類とする。

(名簿の作成)

**第二十三条** 名簿は、試験の区分に応じて、作成するものとする。ただし、必要があると認めるときは、当該区分について、更に職の種類に応じて作成することができる。

2 名簿には、試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点をその得点順に記載するものとする。

3 人事委員会は、第一項の名簿を、地域別又は行政組織別に分割して作成することができる。この場合においていずれの名簿に記載すべきかは、名簿に記載すべき任用候補者の希望によるものとする。

(名簿の確定)

**第二十四条** 名簿は、人事委員会の議決により確定する。

2 名簿に記載された事項については、名簿の確定後はいかなる変更又は訂正も行うことができない。ただし、第二十六条から第二十八条までの規定により変更又は訂正を行う場合においては、この限りでない。

(名簿の統合)

**第二十五条** 第二十九条の規定による名簿の失効前に当該名簿の対象となつてゐる職につき新たに名簿が作成された場合においては、人事委員会は、新旧両名簿を統合して名簿を作成することができる。

2 前項の規定により統合して作成される名簿には、任用候補者の氏名及び得点をそれぞれの試験を通じて高点順に記載するものとし、新旧両名簿とともに記載されている任用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基いて記載するものとする。

(任用候補者の名簿からの削除)

**第二十六条** 人事委員会は、任用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。

- 一 当該競争試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなつた場合
- 二 当該受験の申込又は当該競争試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなつた場合
- 三 昇任候補者名簿については、職員としての地位を失つた場合

#### 四 その他人事委員会が定める場合

2 人事委員会は、任用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除することができる。

一 当該名簿からの提示に基づいて職員に任命された場合

二 任用に関する人事委員会、任命権者等からの照会に応答しない場合

三 心身の故障のため、当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなつた場合

四 前号に定めるもののほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなつた場合

五 その他人事委員会が定める場合

(任用候補者名簿への復活)

**第二十七条** 人事委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ名簿から削除された任用候補者を当該名簿に復活することができる。

一 第二十六条第二項第一号の規定により名簿から削除された者で条件付採用期間中に免職された者について、人事委員会が名簿に復活することを適當と認める場合

二 第二十六条第二項第二号の規定により名簿から削除された者について、人事委員会が正当な事由により当該照会に応答しなかつたと認める場合

三 第二十六条第二項第三号又は第四号の規定により名簿から削除された者について、人事委員会がそれらの規定に該当しなくなつたと認める場合

四 第二十六条第二項第五号の規定により名簿から削除された者について、人事委員会が名簿に復活することを適當と認める場合

(名簿の訂正)

**第二十八条** 人事委員会は、任用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があつた場合又は事務上の誤りがあつた場合においては、すみやかに名簿を訂正するものとする。

(名簿の失効)

**第二十九条** 人事委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ名簿を失効させることができる。

一 名簿が確定後一年以上を経過した場合

二 名簿をその対象となつてゐる職について新たに作成された名簿と統合することができない場

合

### 三 その他人事委員会が定める場合

(名簿等の提示の請求)

**第三十条** 任命権者は、名簿により職員を任命しようとする場合においては、名簿の提示をあらかじめ、人事委員会に対して請求しなければならない。

2 任命権者は、一の職について、採用試験及び昇任試験を兼ねる競争試験の結果作成された採用候補者名簿及び昇任候補者名簿がある場合においては、人事委員会に対して両名簿を通じて高点順による任用候補者の提示を請求することができる。

### 第三十一条及び第三十二条 削除

(提示の特例)

**第三十三条** 法第二十一条第四項に規定する人事委員会規則で定める場合は、名簿に記載された者の数が任用すべき者の数よりも少ない場合、名簿に記載された者で当該職を志望すると認められるものの数が任用すべき者の数よりも少ない場合又は名簿がない場合とする。

2 前項に規定する場合においては、人事委員会は、最も適当と認める他の名簿から当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して高点順に提示することができる。

(任用の辞退)

**第三十四条** 名簿に任用候補者として記載されていること又は任用候補者として提示されていることを任命権者から通知された者で当該任用を辞退しようとするものは、その通知を受けた日から十日以内に、その旨を辞退の事由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。

### 第三十五条及び第三十六条 削除

(選択の結果についての通知)

**第三十七条** 任命権者は、名簿からの選択の結果について、人事委員会に通知しなければならない。

## 第七章 雜則

(委任規定)

**第三十八条** この規則に定めるもののほか、職員の任用に関し必要な事項は、人事委員会が別に定めるところによる。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 職員の選考に関する規則（昭和二十八年千葉県人事委員会規則第一号）
- 二 任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則（昭和二十八年千葉県人事委員会規則第二号）
- 三 職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（昭和二十八年千葉県人事委員会規則第三号）
- 四 職員の臨時的任用に関する規則（昭和二十八年千葉県人事委員会規則第四号）
- 五 職員の選考に関する規則施行規程（昭和二十八年千葉県人事委員会規則第七号）
- 六 職員の臨時的任用に関する規則施行規程（昭和二十八年千葉県人事委員会規則第八号）
- 七 職員の任用に関する人事委員会の権限の一部を委任する規則（昭和二十八年千葉県人事委員会規則第九号）
- 八 千葉県警察官の選考に関する規則（昭和三十年千葉県人事委員会規則第一号）

3 昭和三十一年度において行われた次の表上欄に掲げる試験は、それぞれこの規則に基く当該下欄に掲げる試験とみなす。

みなされる試験	みなす試験
五級職（一類）採用試験	
五級職（二類）採用試験	職員採用中級試験
五級職（三類）採用試験	
四級職採用試験	職員採用初級試験

- 4 この規則施行の日までにおいて、従前の規則に基いてなされた手続その他の行為は、この規則に抵触しない限り、それぞれこの規則の各相当規定に基いてなされた手続その他の行為とみなす。
- 5 第二条第三項の規定は、当分の間、教育公務員特例法の適用を受ける職員のうち公立の幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）については、適用しない。
- 6 第二条第三項の規定は、教育公務員特例法の適用を受ける職員のうち、平成元年四月一日前に公立の小学校、中学校及び高等学校並びに盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の教諭等に採用された者並びに教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第七十号）附則第三条第一項の政令で指定する学校に、当該政令に基づき指定されている間に採用された教諭等については、適用しない。

#### 附 則（昭和三十三年八月八日人事委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年八月一日から適用する。

**附 則** (昭和三十三年十月三日人事委員会規則第八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年十月一日から適用する。

**附 則** (昭和三十三年十一月四日人事委員会規則第九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年十一月一日から適用する。

**附 則** (昭和三十三年十二月十二日人事委員会規則第十号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年十一月二十四日から適用する。

**附 則** (昭和三十四年二月三日人事委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年十一月二十四日から適用する。

**附 則** (昭和三十四年四月十四日人事委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

**附 則** (昭和三十四年五月十五日人事委員会規則第三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年五月一日から適用する。

**附 則** (昭和三十四年六月三十日人事委員会規則第四号)

この規則は、昭和三十四年七月一日から施行する。

**附 則** (昭和三十四年六月三十日人事委員会規則第五号)

この規則は、昭和三十四年七月一日から適用する。

**附 則** (昭和三十四年十二月四日人事委員会規則第十三号)

この規則は、公布の日から施行し、県有林事務所に関する部分は、昭和三十四年十月八日から、  
その他の部分については、昭和三十四年十二月一日からそれぞれ適用する。

**附 則** (昭和三十五年三月一日人事委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三十五年三月十五日人事委員会規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三十五年九月一日人事委員会規則第十六号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三十七年八月一日人事委員会規則第五号)

この規則は、昭和三十七年八月一日から施行する。

**附 則** (昭和三十八年四月一日人事委員会規則第十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三十九年一月十日人事委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四十年四月一日人事委員会規則第十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四十年七月十六日人事委員会規則第二十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四十二年七月三十一日人事委員会規則第十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四十二年十一月十六日人事委員会規則第三十号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四十四年八月一日人事委員会規則第十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四十五年四月十一日人事委員会規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四十六年十一月一日人事委員会規則第三十号)

この規則は、昭和四十六年十一月十一日から施行する。

**附 則** (昭和四十八年十一月二十四日人事委員会規則第二十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四十八年十一月三十日人事委員会規則第三十一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年十一月二十六日から適用する。

**附 則** (昭和四十八年十二月一日人事委員会規則第三十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五十年四月四日人事委員会規則第五号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(職員の任用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 昇任試験については、前項の規定による改正後の職員の任用に関する規則第六条第二項の規定により人事委員会が別に定めるまでの間、なお従前の例による。

**附 則** (昭和五十年六月二十日人事委員会規則第十号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五十一年六月二十九日人事委員会規則第十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五十二年四月一日人事委員会規則第十号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の職員の任用に関する規則の規定により行われた市町村立学校事務職員採用試験は、改正後の職員の任用に関する規則の規定による市町村立学校事務職員採用初級試験とみなす。

**附 則** (昭和五十三年四月一日人事委員会規則第十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五十四年四月十七日人事委員会規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五十七年十月十九日人事委員会規則第十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和六十年十二月六日人事委員会規則第二十号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和六十年十二月二十三日人事委員会規則第二十三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の任用に関する規則の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 公安職給料表の規定の適用については、昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間、「六級」とあるのは「五級」とする。

- 3 別表第二の適用については、昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間、区分の項中「四級」とあるのは「三級」と、「六級」とあるのは「五級」とし、同表研究職給料表の項行政職給料表三級に相当する職及び行政職給料表四級に相当する職の欄中「主任技師」とあるのは「技師」と、同項行政職給料表五級に相当する職及び行政職給料表七級に相当する職の欄中「研究員」とあるのは「技師」とし、同表医療職給料表(2)の項行政職給料表三級に相当する職及び行政職給料表四級に相当する職の欄中「主任技師」とあるのは「技師（がんセンター、救急医療センター及び精神科医療センターを除く。）」とする。

**附 則** (昭和六十一年七月二十九日人事委員会規則第十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和六十三年四月一日人事委員会規則第十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和六十三年十二月二十日人事委員会規則第三十五号)

この規則は、昭和六十四年一月十一日から施行する。

**附 則** (平成元年四月一日人事委員会規則第十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成元年九月二十二日人事委員会規則第二十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年二月一日人事委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年三月三十一日人事委員会規則第十四号)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三年四月一日人事委員会規則第十六号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三年十二月二十四日人事委員会規則第二十四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の任用に関する規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

**附 則** (平成四年四月一日人事委員会規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成五年四月一日人事委員会規則第六号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正)

2 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則 (昭和四十五年千葉県人事委員会規則第九号) の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「、第六号、第七号」を削り、同号イ中「別表第一(1)」を「別表(1)」に改め、同号ロ中「別表第一(2)」を「別表(2)」に改め、同号ハ中「別表第一(3)」を「別表(3)」に改める。

**附 則** (平成六年三月二十九日人事委員会規則第五号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成六年四月一日人事委員会規則第十号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成七年三月十日人事委員会規則第十三号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成八年四月一日人事委員会規則第五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(職員の任用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の職員の任用に関する規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に人事委員会が行う選考による任用について適用し、同日前に人事委員会が行った選考による任用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成九年四月一日人事委員会規則第六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の任用に関する規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に人事委員会が行う選考による任用について適用し、同日前に人事委員会が行った選考による任用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成十年四月一日人事委員会規則第十号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の職員の任用に関する規則別表(1)中6に掲げる職への採用に係る人事委員会の選考は、改正後の職員の任用に関する規則別表(1)中6に掲げる職への採用に係る人事委員会の選考とみなす。

(職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正)

- 3 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年千葉県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号イ中「16」を「15」に改める。

**附 則** (平成十一年四月一日人事委員会規則第十四号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の職員の任用に関する規則別表(1)中3に掲げる職への採用に係る人事委員会の選考は、改正後の職員の任用に関する規則別表(1)中3に掲げる職への採用に係る人事委員会の選考とみなす。

3 改正後の職員の任用に関する規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に人事委員会が行う選考による任用について適用し、同日前に人事委員会が行った選考による任用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成十一年十二月二十二日人事委員会規則第三十五号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

**附 則** (平成十二年三月三十一日人事委員会規則第九号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十三年七月二十七日人事委員会規則第二十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成十四年四月一日人事委員会規則第十三号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の職員の任用に関する規則別表の(2)中4に掲げる職への採用に係る人事委員会の選考は、改正後の職員の任用に関する規則別表の(2)中4に掲げる職への採用に係る人事委員会の選考とみなす。

**附 則** (平成十八年三月七日人事委員会規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成十八年三月三十日人事委員会規則第十七号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十九年三月六日人事委員会規則第二号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二十年二月二十六日人事委員会規則第四号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二十三年三月三十一日人事委員会規則第六号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二十六年十二月十九日人事委員会規則第二十一号)

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

**附 則** (平成二十八年三月三十一日人事委員会規則第十八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の職員の任用に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第四条第二号に規定する現に任用されている職員を当該職員の有する級より上位の級に任命することは、当分の間、改正後の職員の任用に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第二号に規定する昇任とみなす。

3 改正前の規則第十条第一項第十号に規定する警部（公安職給料表五級の職にある者に限る。）、警部補、巡査部長、巡査長又は巡査の職にある者のその職を異にしない上位の級の職への昇任及び同項第十一号に規定する巡査長の職への昇任は、改正後の規則第十条第一項の規定にかかわらず、前項の規定が適用される間、選考によることができる。

**附 則** (令和元年十二月二十七日人事委員会規則第七号)

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の職員の任用に関する規則第四条の二第二項の規定による会計年度任用職員の採用に関する選考その他必要な行為は、この規則の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

**附 則** (令和五年三月三十一日人事委員会規則第三号)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別表（第十条第一項第一号）

(1) 法令に定める資格を必要とする職

- 1 社会福祉主事
- 2 身体障害者福祉司
- 3 知的障害者福祉司
- 4 児童福祉司
- 5 児童相談所の相談調査員
- 6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員
- 7 農業専門技術員
- 8 林業改良指導員
- 9 林業専門技術員
- 10 建築主事
- 11 計量士
- 12 学芸員
- 13 食品衛生監視員
- 14 自動車運転免許試験員
- 15 自動車整備士

(2) 法令による免許を必要とする職

- 1 医師
- 2 歯科医師
- 3 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- 4 助産師、看護師及び准看護師
- 5 海技従事者
- 6 無線従事者
- 7 職業訓練指導員
- 8 臨床検査技師（千葉県病院局に置かれるものに限る。）及び衛生検査技師
- 9 臨床工学技士
- 10 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師
- 11 歯科衛生士
- 12 歯科技工士

- 13 理学療法士及び作業療法士
  - 14 視能訓練士
  - 15 言語聴覚士
- (3) その他の職
- 1 教育公務員をもつて充てることを適當とする職
  - 2 通訳員及び翻訳員
  - 3 速記者
  - 4 逮捕術又は体育の指導員
  - 5 単純な労務に雇用される職員